

美瑛町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年4月1日

美瑛町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農委法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

美瑛町の気象は内陸的で寒暖の差が激しく、地勢は概ね波状丘陵で、その丘陵をぬって辺別川ほか数条の河川が貫流し、その流域が田として利用され、畑は主に丘陵地帯にあり5～15度の傾斜地を利用している。

広範な地域と複雑な地形の中で、水稻・畑作・施設及び露地野菜・酪農・畜産など自然・土地条件を活かした農業が展開されてきたが、農地のうち約4割が中山間直接支払制度の対象農地であり、傾斜地で構成される多くの農地は、農作業の効率化を阻んでいる。

そのような地域要因もあってか農家戸数は年々減少し、農業就業人口における高齢者の割合は、60歳以上の割合が47%（令和2年度）と高齢化が進行している状況にある。今後も農業従事者の高齢化や後継者不足により農家戸数の減少は避けられない状況にあり、また立地条件や土壌条件が悪い農地等を中心として、遊休農地の発生が懸念されることから、その発生防止・解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

このため美瑛町農業委員会では、町農林課、美瑛町農業振興機構等と連携し、農業経営基盤強化促進基本構想と整合性を図りながら、農地利用の最適化に取り組むため、農業委員会等に関する法律第7条に基づき「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、美瑛町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定めることとする。

なおこの指針は、令和8年3月までの目標達成に向けた計画とし、農業委員の任期期間の3年毎の検証、見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状(令和5年3月)	12,600ha	0ha	0%
目標(令和8年3月)	12,600ha	0ha	0%
目標(令和15年3月)	12,600ha	0ha	0%

【目標設定の考え方】

本町の遊休農地面積は現在0haであり、今後も農地利用状況調査を実施し、遊休農地の発生防止に努める。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員による農地利用状況調査と利用意向調査を実施し、遊休農地化する恐れのある農地を把握する。なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地利用の意向を勘案し、農地の利用の増進が図られるよう利用関係の調整を行う。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う

③ 非農地の判断について

利用意向調査などの結果により、利用関係の調整を行った後、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、利用可能な農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和5年3月)	12,600ha	12,668ha	100.5%
目標 (令和8年3月)	12,600ha	12,668ha	100.5%
目標 (令和15年3月)	12,600ha	12,668ha	100.5%

【目標設定の考え方】

農業経営基盤強化促進基本構想の農用地利用の集積に関する目標は95となっており、目標をクリアしていることから現状維持を目指すものとする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

地域ごとに人と農地の問題解決のため、農地利用改善組合の協議の場に参加し、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意向と地域の資源に照らし10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 関係機関との連携について

本農業委員会は、町農林課、美瑛町農業振興機構等、関係機関と連携を図り、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権の設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の設定を推進する。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」としておりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現状（令和5年3月）	57 経営体	484 ha
目標（令和8年3月）	63 経営体	490 ha
目標（令和15年3月）	77 経営体	504 ha

【目標設定の考え方】

令和2年から令和5年の3年間における新規就農者の平均は年間2人である。今後も農業担い手研修センターを中心に積極的に新規参入者を受け入れていくことを目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①情報提供について

関係機関と連携し、就農相談から研修期間を経て、農地取得に関する資金、農地の出し手の紹介まで幅広く情報提供し、新規参入の促進を図る。

②指導・支援等の経営対策について

新規就農者が担い手として継続して営農していくため、技術・経営面については、農業振興機構、農業改良普及センターや農業協同組合等が重点的な指導を行い、その他必要な支援について関係機関と情報を共有しながら、認定農業者となるべく誘導していく。

③新規就農フェア等について

本農業委員会は、町農林課、美瑛町農業振興機構等、関係機関と連携を図り、新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を支援する。

④農業委員会のフォローアップ

新規参入者が参入しやすくするため、新規就農等を促進するとともに将来の担い手育成のために支援を行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。